

平成 22 年第一回定例会最終日討論

自民党県議団を代表し、本定例会に提案された諸議案のうち、3月19日の本会議で議決済みのものを除く諸議案に関して、所管常任委員会における審査結果を踏まえ、討論を行います。

まず始めに、不適正経理問題についてであります。

この問題では、知事をはじめ、1700 人を超える県職員を処分するという、かつてない最大規模の不祥事となってしまいました。

県政の推進にあたって、最も重要なことは、県民からの信頼であります。

今回の不適正経理の問題は、まさに、その信頼を損なう、非常に由々しき問題であります。

この問題の背景として、一部に単年度会計という制度上の制約があったとしても、公金を扱う以上、決められたルールを守るということは大前提であり、徹底した再発防止策を構築する必要があります。

また、この問題は、当初、当局から十分な報告がなく、議会からの要求によって、ようやく詳細な資料が出されました。

このような問題が生じた場合に、情報を公開することは、県民の信頼回復への第一歩であります。

県民の代表である県議会に、すべての情報を、速やかに提供することも、併せて、指摘をしたうえで、今後の再発防止策等も含め、「不適正経理再発防止等調査特別委員会」での調査に委ねたいと思います。

次に、本県の財政運営についてであります。

県財政は、今後4年間で1兆円規模の巨額な財源不足が見込まれる危機的状況にあります。

また、新政権による「地方への負担の押し付け」や「公共事業の大幅削減」の影響もあり、財源確保の必要性はこれまで以上に強まっているところであります。

こうした中、本年 10 月に適用期限を迎える法人県民税・事業税の超過課税については、漫然と延長を繰り返すのではなく、企業の経営環境も大変厳しい状況の中で、超過課税の税収をどのような事業に活かすのか、ご負担いただく企業にとってどれだけ有益な事業に活用するのかという視点が重要であります。

厳しい経済状況の中で、企業あるいは県民の目から見ても理解が得られやすい形で対処されるよう強く求めます。

次に、出先機関の見直しを含めた県庁改革についてであります。

地方分権改革の進展や公的サービスの担い手の多様化、さらに、来月、県内に3つ目の政令指定都市が誕生するなど、県庁の総合力・組織力の一層の向上が求められております。そのため、本県では、この4月から本庁機関の組織見直しを行うとともに、出先機関についても再編・統合を行うことが予定されています。

複雑で多様化する県民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応するため、組織再編により機動的かつ効率的な組織・執行体制を築く必要性を否定するものではありません。

しかしながら、組織再編・統合、職員削減ありきで、県民サービスの低下を招くことはあってはな

りません。

職員にとっては人員は削減されたが、仕事量は変わらず、残業が増える状況にあるのに、残業ゼロ革命が唐突に打ち出されるなど、このままでは、次第に職員のストレスが高まり、業務効率が落ち、最終的には県民サービスが低下するという負のスパイラルが懸念されます。

そこで、県庁改革に当たっては、県として県民に必要なサービスの低下を招くことのないように、しっかりと検証しながら、慎重にすすめるよう強く求めています。

次に、「APEC首脳会議等開催における警備体制等について」であります。

本年、神奈川県内において、5月に全国植樹祭、 $\frac{1}{1}$ 月にAPEC首脳会議等が開催されます。

特に、APEC首脳会議は、アメリカ、ロシア、中国、韓国等 21 の国と地域の首脳が参加することから、国際的にも非常に重要な位置づけがなされていると承知しております。

そして、この会議を巡っては、厳しさを増す国際テロ情勢を始め、反グローバリズムを掲げる過激な勢力等による暴動、極左暴力集団や右翼による違法行為などが予想され、近年まれに見る非常に厳しい警備となることは間違いありません。

今回の会議は、都市部において開催されることから、その警備によって、市民生活や社会経済活動への大きな影響が懸念されておりますが、県、横浜市をはじめ関係機関、団体、地域住民等と緊密な連携を図り、万全な体制で臨むよう求めます。

次に、「青少年保護育成条例の改正」についてであります。

青少年をめぐる状況を考える時、大人のマナーやモラルの低下という問題を、まず、とらえておく必要があります。今回の条例の改正においても、平成 20 年2月議会での決議のように、大人の責務、社会全体で青少年を守り育てるといった視点が重要であります。また、今回の改正の中で、特に注目すべき点は、インターネットや携帯電話を巡る問題だと考えますが、この問題は、単に規制すればよいということではなく、必要・有用な機能の活用と、有害な情報の排除という、二つの面を同時に考えていかなければなりません。

また、自治体単独での対策では実効性に限界があることから、近隣都県との同一步調による対応も必要と考えますので、将来を担う健全な青少年の育成に対して有意義な条例となるよう、検討を進めることを求めます。

次は「財団法人かながわ廃棄物処理事業団、並びに社団法人かながわ森林づくり公社の解散について」であります。

まず、かながわ廃棄物処理事業団については、譲渡予定先の民間事業者へ、事業団がこれまで果たしてきた公共的役割、業務をしっかりと引き継ぐよう求めています。

また、株式会社日本政策投資銀行とは、遅延損害金の取扱について、返済を早期に行えるよう交渉して、県民負担の軽減を図り、事業団の破産の手続きを的確に行うよう求めます。

次に、かながわ森林づくり公社の解散については、約 261 億円にも上る大きな債権放棄をしなければならないという問題に対し、県民に十分な説明責任を果たし、理解を得ることが必要であります。

今後、県移管後の社営林については、県がきちんと土地所有者のご理解をいただき、水源の森林づくり事業などと整合がとれた形で、かながわ森林再生 50 年構想に沿った森林づくりを推進

していくよう求めます。

次に「子育て支援施策について」であります。

本県では保育所入所待機児童が大幅に増加しており、解消はなかなか難しい状況にあります。そこで、従来の保育所の緊急整備と合わせて、22年度は、待機児童が特に多い、0歳から2歳の低年齢児に特化した、保育所分園の設置を促進するため、分園設置のための施設・設備の整備、設置に伴って必要となる保育士の募集経費などに対する、補助事業を創設するなど、「安心こども基金」を最大限に活用した、待機児童の解消を図るための新たな取組みを行うこととしております。

子育て支援施策、特に待機児童対策は、喫緊の課題でありますので、市町村や関係者との調整を十分に行之い、新たな事業が円滑に進み、待機児童対策が一層促進されることを強く求めます。

次に「高齢者福祉施設の整備について」であります。

本県では、急速な高齢化が進み、要介護者が増加することが想定されていることから、施設整備を着実に推進していく必要があります。

今後は限られた予算規模にあっても、着実に施設整備を推進するために、事業者や入所者の要望も強く、より多くの入所定員を確保できる、多床室の導入や、整備補助単価の見直しなどの、様々な取組を行いながら、施設整備を推進していくこととなりますので、引き続き、市町村と協調し、事業者とも十分に調整を図りながら、施設整備の促進に取り組むように求めます。

次に「障害者の地域生活支援施策について」であります。

昨年6月定例会の条例改正では、在宅重度障害者等手当てを大幅に見直し、その財源を活用し、障害者の地域生活支援施策を充実することとされました。

見直し額は約 19 億円でありましたが、この見直し額に対して、保健福祉部では、地域生活支援プログラム大綱に基づき、新規や既存施策の充実などについて、約 16 億円程度と推計していると説明がありました。

しかし、22年度当初予算額を確認しますと、約 10 億円に留まっており、新たな施策の実施初年度である点などを考慮しても、これまでの説明の規模を大幅に下回っており、手当ての支給がなくなる、障害者の皆さんの期待に十分応えられるものではないと考えます。

障害者の地域生活支援施策については在宅重度障害者等手当ての見直しによる、貴重な財源を活用して実施されるものであることを十分に踏まえ、今後、着実に施策の立ち上げを図るとともに、更なる施策の推進、充実を強く求めておきます。

次は「県立病院の地方独立行政法人化について」であります。

今定例会で報告された中期計画案には、がんセンターの総合整備、重粒子線治療施設の整備、精神医療センターの総合整備という3つの非常に大きな事業が位置づけられております。

これらの施設整備には、約 380 億円という多額の資金が必要とされます。

しかしながら、5年という大変長い中期計画の期間であり、財政状況も厳しさを増している現況において、独立行政法人化後は、その時々環境に的確に対応する安定した経営に努めるとともに、高度・専門医療の提供など、県立病院として担ってきた役割を十分に果たし、県民の医療ニーズに添えていくことを求めます。

次に「雇用対策への取組について」であります。

3年間にわたり「緊急雇用基金」と「ふるさと基金」のふたつの基金を活用した雇用対策を実施するわけですが、両基金ともに、執行上のさまざまな制約があることから、市町村実施分の取組が

十分でないように見受けられます。今後ともより一層、市町村へ働きかけるとともに、有効活用を図っていくよう求めます。

次に、新たな企業誘致施策である「インベスト神奈川セカンドステップ」についてであります。

今般、共同研究開発助成制度や金融面からの取組として「産業集積支援融資」など、新たな支援スキームが示されました。

今後、産業の集積が進むよう、積極的に企業に働きかけて県内投資が促進されるよう求めておきます。

次に、県土整備部関係についてであります。

一般会計予算全体の合計で前年度対比 83.2%という大変厳しい予算編成となる中で、県単独土木事業予算については、前年度対比 100%、補正予算を加えると 108.6%を確保したことは評価いたします。

折りしも今定例会中に、南米チリにおいて発生した大規模地震による「津波」が我が国に到達し、幸いにして人的被害は無かったものの、沿岸漁業に大きな被害と、下水道を通じて市街地に浸水をもたらしました。

近年の災害の大規模化を踏まえると、県土整備の観点からは災害に強い沿岸のなぎさづくりを始め、今回示された、かながわの川づくり計画に基づく河川のハード、ソフト両面からの整備や、計画的な橋梁の維持管理などは、喫緊の課題となっております。

県民の安全・安心を確保するため、より効率的で、実効性の高い施策の実施を求めておきます。

次に、高校卒業予定の生徒の就職についてであります。

県内高校新卒者の求人倍率は 1.46 倍にもかかわらず、内定率が大変厳しい状況にあります。就職を希望する生徒には、キャリア教育をはじめ、通常の教育のなかでも、社会人としての心構えや仕事との向き合い方をしっかりと教えていくことが重要であります。

また、教育委員会においても、現場の教師に適切な就職状況について、タイムリーに情報提供をしていく必要があります。今後は、教育委員会が県立高校と密接な連携を図りながら生徒に対し、きめ細かな対応をするよう強く求めます。

以上、指摘すべき点を申し上げ、自民党県議団は本定例会に提案された諸議案について、所管常任委員会の審査結果報告通り賛成することを表明し、討論を終わります。

